会　議　録

会 議 名	都市計画法第 34 条第 11 号に基づく区域指定を行うための説明会
開催日時	令和元年(2019 年)８月４日（日）１４時００分　から　１４時５０分まで
場　　所	出丸公民館
議　　題	指定運用方針（案）及び区域指定導入方針（案）
出 席 者	石川課長、佐藤主幹、齋藤開発指導主幹、駒林主査、村田 参加者（１３名）

説明事項

１．開　　会　佐藤主幹

２．あいさつ　石川課長

３．説明事項　都市計画法について齋藤開発指導主幹より説明
　　指定運用方針(案)及び区域指定導入方針(案)について村田より説明

４．質疑応答

Q　地形・地物とはなんですか。
A　道路や水路のことです。

Q　11 号区域の指定が埼玉県で最後になってしまった経緯があれば教えていただきたい。
A　11 号区域の指定が始まった当初は、行政の判断として実施しなかったが、平成 28 年に開発許可の権限が川島町に委譲したことで、町で 11 号区域を指定できるようになりました。そこで平成 28 年に 11 号の検討会を設立し、区域指定に向けて進めてきました。

Q　やすらぎの郷から 500m の範囲については、指定区域にいれる考えはないのか。
A　老人福祉センターであるやすらぎの郷は、小学校や公民館など、地域の核となる施設ではないため、指定から除いています。

Q　川越市や坂戸市の農地に住宅が建っているが、これは 11 号区域と関連性はあるのか。
A　それは、11 号の開発で整備した住宅の可能性があります。しかし、現在は川越市については、11 号区域指定を廃止しているため、11 号の要件での建築はされていません。

Q　第 2 種低層住居専用地域内の建築物か建築可能とのことですが、工場は建たないということですか。
A　第 2 種低層住居専用地域の建築物については、住居系の用途のため、工場が建築されることはありません。

Q　指定基準②の小学校から 500m という基準や、道路要件の 5.5m などの基準について、今回の説明会で提案できるということですか。また、どこのエリアが指定されるのか具体的に教えてもらえるのか。
A　皆様からご意見やご提案を伺い、最終的な基準を作成します。最終的な基準を基に区域図を作成します。今回の説明会については、指定基準の説明のため、どこのエリアが指定されるのか説明するものではございませんので、ご了承ください。
　11 号の区域図（案）については、10 月から 11 月頃に縦覧を行い、窓口でご覧いただけるようにします。期間については、2 週間を予定とし、広報誌や町ホームページで周知させていただきます。

Q　指定基準②の中の500m範囲について、川島町で決められることなのか。
A　権限移譲を受けているため、川島町で決めることですが、県との調整を経て、現在の案となっていますので、基本的にはこの基準での運用を考えております。

Q　11号区域が市街化区域にできない理由はなぜですが。
A　11号区域については、市街化調整区域の立地基準を定めているもののため、市街化区域には、適用されません。

Q　11号区域指定については、いつ頃を予定しているか。
A　10月から11月頃に区域図案を縦覧した後に、都市計画審議会を11月から12月頃に実施し区域指定を決定します。その後、年末から年始にかけて告示を行い、令和2年4月1日から運用開始を予定しております。

作 成 者	まち整備課　村田　篤